

船橋市監査委員告示第 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、平成 1 7 年度及び 1 8 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 2 6 年 8 月 1 1 日

船橋市監査委員 中 村 章
同 増 田 尚 功
同 浅 野 正 明
同 高 木 あきら

18 年度	監査対象機関		児童家庭課	結果措置報告年月日	平成 26 年 6 月 4 日
ページ	項目	区分	事 項		措置状況
38	第 2 部 -3-(1) -⑩	監 査 結 果	【母子寡婦福祉資金貸付システム】 委託業者から提出される納品物は契約書等により明確にするとともに、検収に必要な試験項目を明確にし、それに基づき試験を行い、試験結果を一定期間保管する必要がある。		平成 2 3 年度から導入した新システムより対応しており、措置済み。
40	第 2 部 -3-(2) -③	監 査 結 果	情報セキュリティ実施手順書について、課内で適宜研修を実施する必要がある。		平成 2 4 年度に策定した情報セキュリティ実施手順書に基づき適宜研修を実施しており、措置済み。
41	第 2 部 -3-(2) -⑥	監 査 結 果	児童扶養手当管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システムについて、保守業務に関する委託業者とサーバ等における O S のセキュリティパッチの要否に関する打ち合わせを行い、適用の方針を明確にする必要がある。		平成 2 3 年度から導入した新システムより対応しており、措置済み。